

(傍線の部分が変更部分)

改正後（新）	改正前（旧）
<p style="text-align: center;">障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）</p> <p>（略）</p> <p>別紙</p> <p>第1 割引運賃額及び購入手続等</p> <p>障害者に対する割引運賃額及び購入手続等は、第2に掲げる各航空運送事業者が設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なることがある。</p> <p>第2 割引運賃の適用区間</p> <p>割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークミューター（株）、（株）ジェイエア、（株）北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANAウイングス（株）、スカイマーク（株）、（株）AIRDO、（株）ソラシドエア、（株）スターフライヤー、（株）フジドリームエアラインズ、新中央航空（株）、アイベックスエアラインズ（株）、東邦航空（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）の定期航空路線の国内線全区間とする。</p>	<p style="text-align: center;">障害者に対する航空旅客運賃の割引について（通知）</p> <p>（略）</p> <p>別紙</p> <p>第1 割引運賃額及び購入手続等</p> <p>障害者に対する割引運賃額及び購入手続等は、<u>第2の1及び2</u>に掲げる各航空運送事業者が<u>それぞれ</u>設定するものであり、航空運送事業者又は路線によって異なることがある。</p> <p>第2 割引運賃の適用区間</p> <p><u>1 身体障害者及び知的障害者について</u></p> <p>割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークミューター（株）、（株）ジェイエア、（株）北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANAウイングス（株）、スカイマーク（株）、（株）AIRDO、（株）ソラシドエア、（株）スターフライヤー、（株）フジドリームエアラインズ、新中央航空（株）、アイベックスエアラインズ（株）、東邦航空（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）の定期航空路線の国内線全区間とする。</p> <p><u>2 精神障害者について</u></p>

第3 割引運賃の適用範囲等

1 身体障害者について

身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者が介護者（航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。）と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

割引運賃の適用区間は、日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークミューター（株）、（株）ジェイエア、（株）北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANAウイングス（株）、スカイマーク（株）、（株）AIRDO、（株）ソラシドエア、（株）スターフライヤー、（株）フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ（株）、東邦航空（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）の定期航空路線の国内線全区間とする。

第3 割引運賃の適用範囲等

1 身体障害者について

（1） 次の①又は②の身体障害者が介護者（航空運送事業者が介護能力があると認める満12歳以上の旅客で、割引運賃の対象となる障害者と同時に同一区間を利用するものをいう。以下同じ。）と共に、又は単独で利用する場合に、当該身体障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの（以下「第一種身体障害者」という。）

② 身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の身体障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの（以下「第二種身体障害者」という。）（日本航空（株）、日本トランスオーシャン航空（株）、日本エアコミューター（株）、琉球エアークミューター（株）、（株）ジェイエア、（株）北海道エアシステム、全日本空輸（株）、ANAウイングス（株）、スカイマーク（株）、（株）AIRDO、（株）ソラシドエア、（株）スターフライヤー、（株）フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ（株）、東邦航空（株）、オリエンタルエアブリッジ（株）及び天草エアライン（株）を利用する者に

2 知的障害者について

療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

3 (略)

第4 実施期日

限る。)

(2) 第二種身体障害者(第3の1の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種身体障害者に対し適用する。

2 知的障害者について

(1) 次の①又は②の知的障害者が介護者と共に、又は単独で利用する場合に、当該知的障害者及び介護者1名に対し、それぞれ適用する。

① 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第一種と記入されているもの(以下「第一種知的障害者」という。)

② 療育手帳の交付を受けている満12歳以上の知的障害者で、同手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第二種と記入されているもの(以下「第二種知的障害者」という。)(日本航空(株)、日本トランスオーシャン航空(株)、日本エアコミューター(株)、琉球エアコミューター(株)、(株)ジェイエア、(株)北海道エアシステム、全日本空輸(株)、ANAウイングス(株)、スカイマーク(株)、(株)AIRDO、(株)ソラシドエア、(株)スターフライヤー、(株)フジドリームエアラインズ、アイベックスエアラインズ(株)、東邦航空(株)、オリエンタルエアブリッジ(株)及び天草エアライン(株)を利用する者に限る。)

(2) 第二種知的障害者(第3の2の(1)の②の者を除く。)が利用する場合に、当該第二種知的障害者に対し適用する。

3 (略)

第4 実施期日

障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、令和2年10月1日より実施される。

障害者に対する割引運賃の適用範囲の拡大措置は、平成30年10月4日より実施される。ただし、変更が可能な航空券であれば、同日までに発券した場合であっても、同日以降の申し出により適用される。